

副 本

平成25年(ワ)第1992号 損害賠償請求事件

直送済

原 告 [REDACTED] 外53名

被 告 東京電力株式会社 外1名

答 弁 書

平成26年2月18日

神戸地方裁判所 第2民事部合議C係 御中

被告東京電力株式会社訴訟代理人弁護士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 古 川 和 典



同 長 木 裕 史



同 市 橋 卓



同 永 井 翔 太 郎



〒100-8560 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号

被 告 東京電力株式会社

上記代表者代表執行役 廣瀬直己

〒100-0005 東京都千代田区丸の内二丁目2番2号丸の内三井ビル

シティユーワ法律事務所 (送達場所)

電 話 03-6212-5500

FAX 03-6212-5700

被告東京電力株式会社

訴訟代理人弁護士	棚	村	友	博
同	岡	内	真	哉
同	古	川	和	典
(連絡担当) 同	長	木	裕	史
同	市	橋		卓
同	永	井	翔	太郎

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの被告東京電力株式会社に対する請求を棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び反論

- 1 「序章 はじめに」（訴状1頁）について

（1）「第1 本件訴訟の意義」（1頁）について

本件訴訟提起の目的等を述べるものであり、認否の限りでない。

ただし、本訴訟の原告らについては、同人らが福島第一原子力発電所（以下「本件原発」という。）における事故（以下「本件事故」という。）の時点で居住していた地域は、世帯番号4番及び同9番の南相馬市原町区を除き、いずれも政府による避難指示や屋内退避指示の対象にはなっていない。

また、世帯番号4番及び同9番の南相馬市原町区についても、避難指示が

出されたわけではなく、2011（平成23）年3月15日付けで政府により屋内退避区域に指定された後、同年4月22日付けで解除され、それと同時に緊急時に備えて屋内退避や避難の準備をしておくよう指示が出されたに留まる（緊急時避難準備区域）。そして、かかる緊急時避難準備区域の指定も同年9月30日付けで解除されている。

なお、政府により避難指示の出された警戒区域（本件原発から半径20km以内の区域）、計画的避難区域（本件事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがあるため、住民等に概ね1か月を目途に別の場所に計画的に避難を求める区域）、及び特定避難勧奨地点（警戒区域や計画的避難区域の外で、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりはないものの、事故発生後1年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点）に加えて、上記緊急時避難準備区域を併せて「避難指示等対象区域」といい、原子力損害賠償紛争審査会が2011（平成23）年8月5日に決定・公表した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（以下「中間指針」という。）では、かかる避難指示等対象区域からの避難を余儀なくされた方や、同区域内における屋内退避者（以下、併せて「避難等対象者」という。）を対象として賠償基準を定めている。

また、その後の2011（平成23）年12月6日に原子力損害賠償紛争審査会が決定・公表した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補（自主的避難等に係る損害について）」（以下「中間指針追補」という。）では、かかる避難指示等対象区域外の周辺23の市町村（ただし、避難指示等対象区域を除く。）を「自主的避難等対象区域」と定め、かかる自主的避難等対象区域から自主的に避難された方や、同区域内に滞在している方（以下、併せて「自主的避難等対象者」という。）を対象として、一定の賠償を行うこととしており、

本訴訟の原告らが居住していた地域のうち福島市や郡山市などはかかる自主的避難等対象区域に該当するが、世帯番号5番の原告が居住していた岩瀬郡や、世帯番号8番及び同13番の原告が居住していた白河市などは、かかる自主的避難等対象区域にも該当しない。

(2) 「第2 当事者」 (5頁) について

ア 「1 原告ら」 (5頁) について

原告らが本件原発事故後に世帯全員ないし母子のみで兵庫県内に避難したこと、及びその避難経路や避難後の状況等は不知。

ただし、前述のとおり原告らが本件事故時点で居住していた地域については、いずれも政府による避難指示は出されていない。

イ 「2 被告ら等」 (5頁) について

(ア) 「(1) 被告東京電力について」 (5頁) について
認める。

(イ) 「(2) 被告国について」 (5頁) について
認否の限りでない。

2 「第1章 本件原発事故に至る経緯」 (8頁) について

(1) 「第1 日本の原子力政策」 (8頁) 及び「第2 日本の原子力に関する法体系」 (11頁) について

日本における原子力開発の歩み、原子力法体系についての一般的説明であるが、原告らの被告東京電力株式会社（以下「被告東京電力」という。）に対する原子力損害賠償請求との関連が不明であるため、認否の限りでない。
ただし、その評価に亘る部分は争う。

(2) 「第3 多発する原発事故」（15頁）について

本訴訟との関連性が不明確であるため、認否の限りでない。

3 「第2章 本件原発事故の概要」（19頁）について

(1) 「第1 原子力発電所の構造」（19頁）について

原子力発電所の構造等に関する一般的な説明であり、特に争うものではない。

(2) 「第2 放射性物質の人体への影響と「深層防護」の考え方」（25頁）について

ア 「1 原子力発電により生み出される放射性物質と放射線」（25頁）について

放射性物質や放射線に関する一般的な説明であり、特に争うものではない。

ただし、本件事故において政府は、避難指示の基準として年間20ミリシーベルトという数値を用いているところ、かかる数値は、ICRP（国際放射線防護委員会）が提言する緊急時被ばく状況の参考レベルの範囲（年間20～100ミリシーベルト）のうち、安全性の観点から最も厳しい値を採用したものである。

原告らが主張する放射線被ばくの影響に関しては、政府の要請に基づき放射性物質汚染対策顧問会議の下に設置された「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。）の場において、これまでにおける国内外の放射線被ばくと健康影響に関する科学的知見の整理が行われ、その結果を取りまとめた報告書が公表されており、このWG報告書によれば、低線量被ばくの健康影響については次のように整理さ

れている。

- ・現在の科学でわかっている健康影響として、国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、放射線リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている。
- ・この100ミリシーベルトは短時間に被ばくした場合の評価であり、低線量率の環境で長期間にわたり継続的に被ばくし、積算量として合計100ミリシーベルトを被ばくした場合は、短時間で被ばくした場合よりも健康影響は小さいと推定されている（なお、ICRPは、長期にわたる低線量被ばくのリスクを考慮する際には、低線量での健康影響の程度は高線量の場合の半分になるとして評価を行っている。）。この効果は動物実験においても確認されており、本件事故によって環境中に放出された放射性物質による被ばくの健康影響は、長期的な低線量率の被ばくであるため、瞬間的な被ばくと比較し、同じ線量であっても発がんリスクはより小さいと考えられる。
- ・年間20ミリシーベルト被ばくするとした場合の健康リスクは、喫煙、肥満、野菜不足などの他の発がん要因によるリスクと比べても低い。また、このWG報告書を踏まえて作成されたパンフレットにおいても、「国際放射線防護委員会（ICRP）の推計では、100ミリシーベルトを被ばくすると、生涯のがん死亡リスクが約0.5%増加するとされています。」、「放射線による発がんリスクは、100ミリシーベルト以下の被ばく線量では、リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされています。それは、他の要因による発がんの影響で隠れてしまうほど小さいためです。疫学調査以外の科学的手法でも、同様に発がんリスクの解明が試みられましたが、現時点では、人のリスクを明らかにするには至っていません。」、「東京－ニューヨーク間の航空機旅行（往復）での高度による宇宙放射線の増加 0.2ミリシーベルト（200マイクロシーベルト）」

とされている。

そして、このような科学的知見も踏まえて、文部科学省においても、一般公衆の年間被ばく限度に関して、本件事故後の復興時において、福島県内の学校等の校舎・校庭等の利用判断の暫定的な目安について、原子力安全委員会の意見も踏まえて、年間上限20ミリシーベルトを目安とするものとしている（2011（平成23）年4月19日付け「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」）。

これは、ICRPが本件事故後の2011（平成23）年3月21日に改めて「今回のような非常事態が収束した後の一般公衆における参考レベルとして、1～20mSv／年の範囲で考えることも可能」とする内容の声明を公表していることを受けてのものであり、このことは、我が国 政府（文部科学省）の取り扱いにおいても、WG報告書にあるような科学的知見に基づき、また、国際的な専門機関であるICRPの見解も踏まえ、復興時において、年間20ミリシーベルトまでの被ばくについては学校の校舎・校庭利用の観点からも支障がないものである（すなわち、社会的に許容される水準である）との考えが明らかにされていることを意味する。

そして、本訴訟の原告らについては、いずれもかかる年間20ミリシーベルトを基準にした避難指示の対象にはなっていない。

イ 「2 原子炉の暴走と「深層防護」の考え方」（31頁）について
深層防護の考え方に関する一般的な説明であり、特に争うものではない。

ウ 「3 異常時の対応とその手順」（34頁）について
36頁2行目、ベントによって大量の放射性物質が大気中に放出されたとの点は否認する。

本件原発1号機及び3号機で行われたベントは圧力抑制室を通しての耐

圧強化ベントであるが、この耐圧強化ベントとは、圧力抑制室内にある水のスクラビング（洗浄）効果によって放射性物質の大部分を除去し、圧力抑制室から耐圧性を強化した配管を通じて格納容器内の気体を放出（ベント）するというものであり、フィルタ装置付きのベントと同等程度の効果を有するもので、エアロゾル¹状の放射性物質であれば1/1000程度にまで減少させる効果があることが確認されている。本件事故時に行われたベントにおいても、格納容器内の気体はフィルタ装置付きのベントと同等程度に放射性物質の除去が行われた上で放出されているものであり、かかるベントに起因する放射性物質の放出量は放射性物質の放出量全体の1%未満にとどまると推定されている。

その余の記載については、原子力発電所の異常時対応に関する一般的な説明であり、事実関係については特に争うものではない。

（3）「第3 福島第一原発の概要」（37頁）について

本件原発の所在地や施設等に関する一般的説明であり、特に争うものではない。

ただし、原告らが同項で述べている「相双地域」に該当するのは、世帯番号4番及び同9番の南相馬市のみであり、その他の福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、岩瀬郡はこれにあたらない。

（4）「第4 本件原発事故の発生」（42頁）について

ア 「1 地震発生直前の福島第一原発の稼働状況」（42頁）について認める。

¹ 気体中に浮遊する微小な液体または固体の粒子のこと。

イ 「2 東日本大震災の発生および津波の到達」（42頁）について
原告らの主張する事実関係については、下記記載の事実の限りで認める。

(ア) 2011(平成23)年3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震（以下「本件地震」という。）の震源域（岩石が破壊した領域）は、日本海溝下のプレート境界面に沿って、岩手県沖から茨城県沖までの長さ約500km、幅約200km、深さ約5kmから約40kmに及ぶ。

宮城県牡鹿半島の東南東130kmで発生した岩石の破壊は震源から周囲に広がり、震源の東側の日本海溝に近い、海底に近い場所で最大すべり量50m以上の極めて大きい破壊が発生した。

第一の破壊過程では長期間の水位上昇を伴う津波が発生し、第二の破壊過程では海底が急激かつ大規模に跳ね上がったことにより、短周期でかつ振幅の大きい（波高が高い）津波が発生した。さらに、破壊は震源の南の福島県沖、茨城県沖に進み、やはり津波が発生したと考えられる。

(イ) このように、本件地震はそれぞれの震源域において「連動」して発生したマグニチュード9.0（世界観測史上4番目の規模）の巨大地震であり、本震規模では日本国内で観測された最大の地震である。

この地震に伴い発生し、東北地方太平洋沿岸に大規模災害を引き起こした津波（以下「本件津波」という。）は、津波の規模を表す津波マグニチュード(Mt)で9.1とされ、世界で観測された津波の中で4番目、日本では過去最大規模であった。また、本件原発においては、宮城県沖並びに福島県沖に想定されるすべり量の大きい領域（波源）から発生した津波のピークの重なる度合いが強く、敷地高を大幅に上回るO.P. +15.5mの浸水高となったと考えられる。

(ウ) 原告らは本件津波の第2波の到達時刻が15時37分頃であるとする

が、正しくは「15時36分台」である。

また、原告らは、本件津波により本件原発内の機器の大半が水没したかのような主張をしているが、本件原発内の1号機から6号機の非常用ディーゼル発電機のうち水没しなかったものや関連機器の被水に止まつたものが複数存在し、直流電源についても約半数は水没していない。

ウ 「3 本件原発事故の発生経過」（43頁）について

(ア) 「(1) 1号機」（45頁）について

- (a) 第1段落ないし第4段落は認める。
- (b) 第5段落は否認する。

1号機における原子炉水位が有効燃料頂部に到達したのは3月11日18時10分頃と推定される。また、ジルコニウムー水反応は、炉心損傷が始まるなど燃料温度が上昇することに伴って生じるところ、本件事故において炉心損傷が開始したのは（燃料最高温度の解析値が1200°Cを超えたのは）地震発生から約4時間後である。

- (c) 第6段落は、3月11日21時51分ころに原子炉建屋内部の放射線量が上昇したため立入禁止措置がとられたことは認めるが、その時点で既に放射性物質が充満した格納容器から原子炉建屋への流出が始まっていたとの点は不知。放射線量上昇の経緯及び原因は不明である。
- (d) 第7段落のうち、3月12日2時45分頃の時点で原子炉圧力とドライウェル圧力がほぼ同じ値となっていたとの点は、正しくはそのような事実が「判明」したのがこの時刻であるため否認する。

また、この時点で既に放射性物質等の格納容器及び原子炉建屋からの漏えいが発生していたとの点は、あくまで解析上の仮定に止まるため、認否の限りでない。

さらに、この時点における原子炉格納容器内の圧力が、既に設計温

度と圧力（430 kPa）を大幅に超える840 kPaとなっていたとの点については、前者が大気圧基準²で表示をしているのに対し、後者は絶対圧基準³で表示しており、前者を絶対圧基準に換算すると528 kPaとなることから否認する。

その余は概ね認める。

- e 第8段落は概ね認める。
- f 第9段落は概ね認める。
- g 第10段落のうち、ベントにより大気中に大量の放射性物質が放出されたとの点は否認し、その余は認める。

本件原発1号機及び3号機で行われたベントによる格納容器内の気体放出は、フィルタ装置付きのベントと同等程度に放射性物質の除去が行われた上で放出されたものであり、その結果として、上記ベントに起因する放射性物質の放出量は本件事故による放射性物質の放出量全体の1%未満にとどまるものと推定されている。

- h 第11段落は概ね認める。

(イ) 「(2) 2号機」(46頁)について

- a 第1段落ないし第4段落は認める。
- b 第5段落は、以下の点を除き概ね認める。

まず、3月14日13時25分に2号機のRCIC(原子炉隔離時冷却系)が機能を喪失したとあるのは、そのように「被告東京電力が判断した」のが同時刻である。また、同日18時22分に炉心が完全に露出したとあるのは、そのように「被告東京電力が判断した」のが

² kPa (gage)

³ kPa (abs)

同時刻である。なお、同日 18 時 02 分に原子炉圧力の減圧が開始され、主蒸気逃がし安全弁により原子炉圧力が減圧されていった。

また、「原子炉圧力を下げるため、」ないし「格納容器から原子炉建屋への漏えいが生じていたものと推測される。」との点、「21 時 20 分頃には 2 台の主蒸気逃がし安全弁（S R 弁）を開くことで原子炉の減圧を加速し、これにより原子炉圧力容器への注水が進むようになったが、それでも原子炉の空だき状態から脱することができなかつた」との点については、推測であるため認否の限りでない。

- (c) 第 6 段落は概ね認める。
- (d) 第 7 段落は、プラントの監視、応急復旧作業に必要な要員を除き、一時的に福島第二原子力発電所へ移動したことは認める。
- (e) 第 8 段落のうち、3月 25 日 7 時 25 分から同日 11 時 25 分にかけて格納容器の圧力が 0.155 MPa (abs) まで低下していたことは認めるが、これが格納容器の破損によるものと考えられるとの点は否認する。

2 号機については、4 号機の爆発音と振動を確認した後に圧力抑制室の圧力指示値がダウンスケールし、発電所対策本部に 0 MPa (abs) と伝えられたため、2 号機の圧力抑制室付近で爆発的な事象が発生した可能性があると誤認されたものと考えられる。後日ロボットを用いて行われた目視確認では、圧力抑制室等に特に損傷は見られず、爆発的な現象の形跡も認められていない。

(ウ) 「(3) 3 号機」(48 頁)について

- (a) 第 1 段落ないし第 3 段落は概ね認める。
ただし、第 2 段落の津波と全交流電源喪失の前後関係は、3 号機については、津波の影響を受けて非常用ディーゼル発電機の海水ポンプ

又は電源盤の被水等により非常用ディーゼル発電機が自動停止したために全交流電源を喪失したものである。

- b 第4段落は、結果として原子炉の冷却機能が喪失したことは認め、その余は否認する。

解析評価によれば、原子炉水位が有効燃料頂部に到達したのは3月13日9時10分頃、水素発生は同日10時40分頃、原子炉水位が有効燃料底部に到達したのは同日15時10分頃と考えられる。

- c 第5段落は否認する。

3月13日8時41分に完了したのはペントラインの構成であり、この時点でペント操作が行われたわけではない。

- d 第6段落は、正確には、3月13日12時20分に防火水槽の淡水が残り少なくなったため、自衛消防隊が逆洗弁ピット（原告らは「逆流弁ピット」としているが、正しくは「逆洗弁ピット」である。）の海水を注入するよう注水源の系統変更を行い、同日13時12分に海水注入を開始したというものである。

- e 第7段落は、3月14日1時10分、逆洗弁ピット内の海水が少なくなったため海水注入を停止し、同日3時20分に海水注入を再開したことは認める。

- f 第8段落は概ね認めるが、原子炉への海水注入を再開したのは3月14日16時30分頃ではなく同日15時30分頃が正しい。

(エ) 「(4) 4号機」(48頁)について

- a 第1段落ないし第4段落は概ね認める。
- b 第5段落のうち、3月15日9時38分頃に原子炉建屋にて火災が発生していることが確認されたとの点は認めるが、同日11時頃には既に自然に火が消えていることが確認されている。

他方、3月16日5時45分頃に原子炉建屋にて火災が発生していることが確認されたとの点は否認する。そのような連絡はあったものの、結局同日6時15分時点で特に出火は確認されなかった。

- c 第6段落は認める。

(オ) 「(5) 5号機・6号機」(50頁)について

- a 第1段落ないし第3段落は概ね認めるが、第3段落の津波と全交流電源喪失の前後関係は、5号機については、津波の影響を受けて非常用ディーゼル発電機の海水ポンプ又は電源盤の被水等により非常用ディーゼル発電機が自動停止したために全交流電源を喪失したものである。

- b 第4段落は概ね認める。ただし、6号機の非常用ディーゼル発電機から5号機へ「直流電源」の一部の電源を融通することが可能となつたとの点については、「交流電源」が正しい。

- c 第5段落は認める。

- d 第6段落は概ね認める。

ただし、6号機は燃料プール冷却浄化系によるプール水の循環・攪拌運転及び原子炉補機冷却系の循環運転を実施した。

- e 第7段落は認める。

(カ) 「(6) 福島第二原発の状況」(50頁)について

- a 第1段落は概ね認める。

ただし、本件地震当日は、外部電源3回線のうち2回線で受電停止となったものの、1回線については受電していた。

- b 第2段落は否認する。

3号機及び4号機の非常用ディーゼル発電機については一部の系統

は機能を喪失せず、また、所内配電系統設備についても1号機原子炉建屋において非常用電源系が残り、他の号機では主要建屋の電源盤に被害はなかった。また、残留熱除去海水系も1系統は機能を喪失していない。

c 第3段落は認める。

(5) 「第5 放射性物質の拡散と避難・避難指示」(51頁)について

ア 「1 放射性物質の拡散」(51頁)について

(ア) 「(1) 放射性物質の放出」(51頁)について

福島第一原発1号機及び3号機におけるベント作業なし2号機における格納容器の破損により大気中に大量の放射性物質が放出されたとの点は否認し、その余は認める。

本件原発1号機及び3号機で行われたベントによる放射性物質の放出に当たっては、フィルタ装置付きのベントと同等程度に放射性物質の除去が行われた上で放出されたものであり、その結果として、上記ベントに起因する放射性物質の放出量は本件事故による放射性物質の放出量全体の1%未満にとどまるものと推定されている。

(イ) 「(2) 汚染された範囲」(51頁)について

認める。

(ウ) 「(3) 放射性物質の放出量とINES評価」(52頁)について

a 「①」及び「②」は認める。

ただし、文部科学省の発表によれば、放射性ストロンチウム及び放射性プルトニウムの土壤沈着量の最高値が検出された箇所（警戒区域又は計画的避難区域の中にあり、現在人は居住していない。）において

て、仮に50年間滞在した場合に生じる土壤からの再浮遊に由来する吸入被ばく及び土壤からの外部被ばく線量の積算値は、IAEAが提案している緊急事態時の被ばく評価方法によれば、セシウム134やセシウム137の沈着量の最高値が検出された箇所における50年間積算実効線量と比べて、非常に小さいことが確認されている。

b 「③」は概ね認める。

ただし、本件事故はチェルノブイリ原発事故に比べてセシウム137の放出量が約6分の1、汚染面積が約6%、放出距離が約10分の1の規模であり、本件事故をチェルノブイリ原発事故と同程度と評価することは適切ではない。

イ 「2 本件原発事故に基づく避難区域、警戒区域の指定避難指示」（原文ママ、54頁）について

(ア) 第3段落のうち、菅総理が2011（平成23）年3月25日に福島第一原発の半径20kmを超える30km圏内に自主避難要請を出したとの点は否認する。

同区域は同月15日付で政府により屋内退避区域に指定され、同月22日付で指定解除となったが、同月25日頃には自主避難を希望する住民が増加し、それにより物流等に停滞が生じて社会生活の維持継続が困難となりつつあったことから、政府は同区域の市町村長に対し住民の生活支援の促進や自主避難の促進を要請したものである。住民に対し線量上昇等を理由とする自主的避難要請がなされたわけではない。

(イ) 第6段落のうち、緊急時避難準備区域の全面解除日が2011（平成23）年9月22日であるとの点は、同月30日が正しいため否認する。

(ウ) その余の事実経過自体は概ね認める。

ウ 「3 避難」（57頁）について

本件事故後の一般的な避難状況等については被告東京電力としても積極的に争うものではないが、本訴訟の原告らが本件事故時点で居住していた地域は、いずれも政府による避難指示の対象とはされていない。また、世帯番号5番の原告（岩瀬郡）と世帯番号8番及び同13番の原告（白河市）の居住地については、中間指針追補に定める自主的避難等対象区域にも該当しない。

（ 4 「第3章 被告東京電力と被告国の責任（総論）」（59頁）について

（1）「第1 被告東京電力の責任総論」（59頁）について

ア 「1 原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づく責任」（59頁）について

被告東京電力が本件事故に関して原子力損害賠償法（以下「原賠法」という。）第3条に定める「原子力事業者」に当たることは争わない。

イ 「2 民法709条に基づく責任」（59頁）について

（ア）「（1）被告東京電力が民法709条に基づく損害賠償義務を負うこと」（59頁）について

いずれも争う。

（イ）「（2）被告東京電力に課される原子力事業者としての高度の注意義務」（60頁）について

被告東京電力が本件原発の稼働について高度の注意義務を負っていること自体は認める。

もっとも、被告東京電力は、以下述べるとおり、本件事故発生時点における最新の科学的知見をもってしても、本件原発の所在地において本

件地震及びそれに伴う大津波が発生することは予見できなかった。

a 地震及び津波の想定

被告東京電力は、本件事故発生に至るまで、原子力安全委員会が2006（平成18）年9月に改訂・公表した「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」（以下「新耐震指針」という。）や、同じく同委員会が1990（平成2）年8月に全面改訂を行った「軽水炉についての安全設計に関する審査指針について」（以下「安全設計審査指針」という。）に基づき、想定される地震及び津波について十分な裕度をもって対策をとってきた。

その結果、本件地震の最大加速度は本件原発の耐震安全性評価基準である基準地震動S_sに対する最大加速度を一部超えたものの、ほとんどは下回っている。また、地震観測記録の応答スペクトルについても、一部周期帯において基準地震動S_sによる応答スペクトルを上回ったが、概ね同程度であることが確認されている。

津波についても、社団法人土木学会（以下「土木学会」という。）が2002（平成14）年2月に公表した、本件事故当時まで原子力発電所の具体的な津波評価方法を定めた唯一の基準である「原子力発電所の津波評価技術」⁴（以下「津波評価技術」という。）に基づき津波評価を行って対策を講じていた。

この津波評価技術は、実際に発生した津波の記録、痕跡等をもとに、同じ領域で発生した過去（既往）最大の津波を再現する波源モデルを設定した上で、波源の不確定性、数値計算上の誤差、地形データ等の

⁴ IAEA の Safety Standard “Meteorological and Hydrological Hazards in Site Evaluation for Nuclear Installations (No. SSG-18)”において、IAEA 基準に適合する基準の例として参照され、

誤差を考慮するため、その波源モデルの位置や向きなどの様々なパラメータを合理的範囲で変動させた多数の数値シミュレーションを実施し、評価対象地点に対して最も影響が大きくなる波源モデルを選定することにより、想定される最大の津波を評価するものである。地震が常に津波を発生させる訳ではなく、①地震の規模（断層の長さ、断層の幅、すべりの量）、②震源域の水域（深いほど持ち上げられる海水の量が多くなる）、③震源と評価地点との位置関係の要素の影響を大きく受けるため、津波評価を行うに当たっては、断層モデル（波源モデル）の設定が極めて重要となる。そのため、被告東京電力は、上記のような活動に加えて、文科省地震調査研究推進本部（以下「地震本部」という。）が2002（平成14）年7月に発表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期評価」という。）や、貞観津波に関する佐竹健治氏らの分析といった知見の進展も踏まえ、福島県沖海溝沿い領域に波源を想定すべきか否か、及び、想定すべきである場合に設定するのが相当である断層モデル（波源モデル）についてさらに検討することとして、現に土木学会・津波評価部会にその検討を委託しているところであった。

b 本件地震及び津波が予測不可能であったこと

しかしながら、2011（平成23）年3月11日に発生した本件地震は、地震本部の「長期評価」において指摘された地震でも、佐竹氏らにより提案された貞観地震と同類の地震でもなく、より広範囲を震源域とし、かつその震源域が広範囲にわたって「連動」して発生した巨大地震であった。すべり量も、過去の大地震とは比較にならない

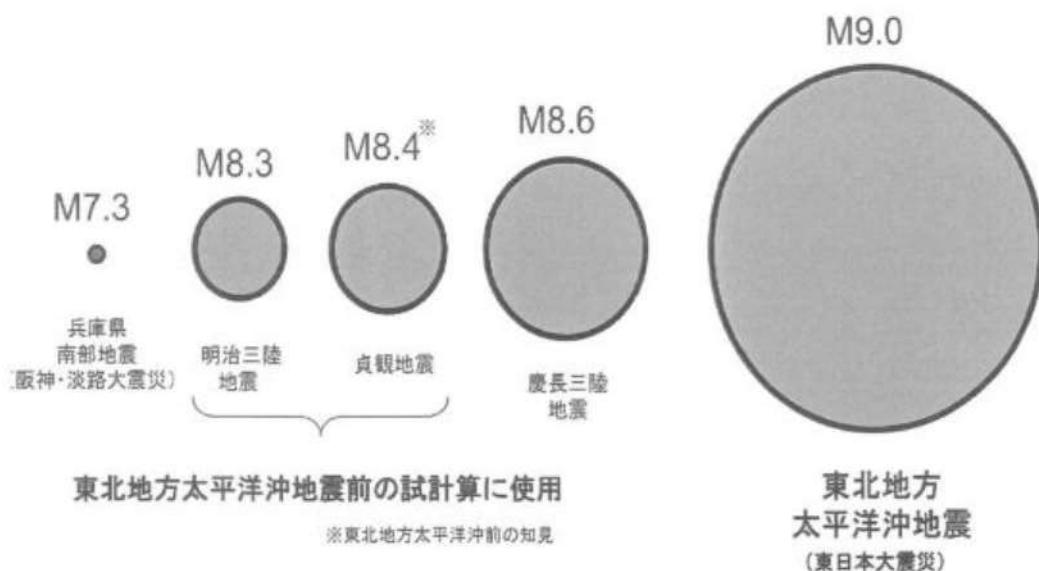
国際的に認められた評価手法である。

ほど大規模であり、震源域が広範囲であることと相俟って、津波の規模、波高はおよそ予見できないものであった。

本件地震の規模がいかに大きいものであったかは、長期評価において発生の可能性が指摘されていた明治三陸沖地震（マグニチュード 8.3）のエネルギーと本件地震（マグニチュード 9.0）のエネルギーを比較すれば容易に把握し得る。すなわち、マグニチュードと地震波の形で放出されるエネルギーとの間には、標準的にはマグニチュードの値が 1 大きくなるとエネルギーは約 32 倍に、マグニチュードの値が 2 大きくなるとエネルギーは 1000 倍になるという関係がある。

下記図は、明治三陸地震（マグニチュード 8.3）、貞観地震（マグニチュード 8.4）及び慶長三陸地震（マグニチュード 8.6）と、本件地震（マグニチュード 9.0）の地震エネルギーの大きさを比較した図であるが、本件地震のマグニチュード 9.0 という地震エネルギーがいかに大きいものかがわかる。

マグニチュードから見た地震エネルギーの大きさ



c 地震本部を含む政府機関ですら本件地震及び津波を予測し得なかつたこと

実際、今回のような複数震源領域における連動型地震及びそれに伴う巨大津波の発生は、被告東京電力はおろか、我が国どの地震に係る専門機関も想定していなかった。

すなわち、上記「長期評価」を公表した地震本部も、本件地震発生当日に発表した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の評価」において、「今回の震源域は、岩手県沖から茨城県沖までの広範囲にわたっていると考えられる。地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」としている。

また、2011（平成23）年4月27日に開催された中央防災会議において示された「東北地方太平洋沖地震－東日本大震災－の特徴と課題」の中でも「想定をはるかに超えた大きな地震・津波規模と広域で甚大な津波災害」が挙げられている。

さらに、この中央防災会議の専門部会が2011（平成23）年9月28日にとりまとめた「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告」においても、本件津波の特徴について「今回の津波は、従前の想定をはるかに超える規模の津波であった。我が国の過去数百年の地震発生履歴からは想定することができなかつたマグニチュード9.0の規模の巨大な地震が、複数の領域を連動させた広範囲の震源域をもつ地震として発生したことが主な原因である。」とされている。

すなわち、政府機関（特に本訴訟で原告らが重視する「長期評価」を公表した地震本部）ですら、今回のような複数震源領域における連

動型地震の発生は予見できず、また実際に予見していなかったものである。

d 本件地震及び津波に関するまとめ

したがって、被告東京電力において、本件事故発生時点で本件地震及びそれに伴う大津波の発生は予見できなかつたことは明らかである。

(2) 「第2 被告国の責任（総論）」（61頁）について
認否の限りでない。

5 「第4章 地震に関する被告らの責任」（67頁）について

(1) 「第1 地震に関する知見及び耐震設計審査指針の策定等」（67頁）について

ア 「1 福島第一原発1号機における当初の地震動の想定」（67頁）について

被告東京電力が1号機の設置許可申請を行った時点で本件原発所在地において本件地震と同程度の地震が発生するとは考えていなかつたことは認め、その余は否認ないし争う。

設定最大加速度が敦賀原発1号機に比して相当低いとの点については、両者は場所も地理的条件も全く別の箇所に設置されており、単純比較できるものではない。

そもそも、本件事故は本件地震後の本件津波によって本件原発が全電源を喪失したことにより発生したものであり、本件地震そのものは本件事故の直接的原因とはなっていない。現に、本件地震の最大加速値は本件原発の耐震安全性評価基準である基準地震動 S s に対する最大加速度を一部超えたものの、ほとんどは下回っているし、地震観測記録の応答スペクトル

についても、一部周期帶において基準地震動 S s による応答スペクトルを上回ったが、概ね同程度であることが確認されている。

イ 「2 福島第一原発付近における地震に関する知見の進展」（68頁）について

(ア) 第1段落のうち、プレートテクトニクス理論が欧米で成立し、日本列島にも適用されるようになったことは認めるが、その余の「北海道～三陸沖～茨城県沖でM 7～8 の大地震が繰り返し発生するという地震発生論が確立した」との点は否認する。

特に、福島県沖海溝沿いの領域については、過去にマグニチュード8クラスの地震が発生した記録がないことに加えて、当該領域における相対するプレートの固着（カップリング）が弱く、大きな歪み（地震エネルギーの蓄積）が生じる前に岩盤のずれが生じるためと考えられていたこと等により、大きな地震・津波をもたらす波源の設定領域を設定しておらず、かつ上記「津波評価技術」においても波源モデルの設定領域にはなっていなかった。

(イ) 第2段落は概ね認める。

(ウ) 第3段落は否認する。

本件地震を予見し得なかつたことは、前述のとおり政府機関（特に本訴訟で原告らが重視する「長期評価」を公表した地震本部）ですら指摘している事項である。

ウ 「3 「旧指針」及びこれに基づく「バックチェック」」（68頁）について

(ア) 第1段落は認める。

(イ) 第2段落は、記載されている事実自体は特に争わないが、原告らが指

摘する本件原発の耐震微弱性については、被告東京電力は1994（平成6）年の「耐震性評価結果報告書」において本件原発の耐震安全性が十分に確保されていることを確認しており、かかる結果については、通産省・資源エネルギー庁が確認・取りまとめを行い、1995（平成7）年9月29日に原子力安全委員会に報告している。

現に、本件地震は本件事故の直接の原因とはなっていない。

エ 「4 平成14年7月に発表された「長期評価」」（69頁）について
地震本部が2002（平成14）年7月に長期評価を発表し、その中で、
三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域においてマグニチュード8クラス
の地震が過去400年間に3回発生しており、この領域全体のどこかで同
程度の地震が発生する確率が今後30年以内に20%と推測されているこ
とは認める。

しかしながら、この地震本部による長期評価は、あくまで各領域におけるマグニチュード8クラスの地震の発生について指摘しているに留まり、
本件地震のように、それぞれの領域をまたがり、かつそれが連動して
発生するようなマグニチュード9.0（前述のとおり上記想定地震の約3
2倍のエネルギー），津波マグニチュード（Mt）9.1クラスの巨大地震・巨大津波を想定しているものではない。

現に、地震本部が本件地震発生の2か月前の2011（平成23）年1
月11日に公表した長期評価においても、本件地震で見られたような「広
範囲における震源域の連動」は示されていない。また、地震本部が本件地
震発生当日に発表した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震
の評価」においても、「地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖
南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波
について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震に

ついては想定外であった。」としている。

そもそも、かかる長期評価は、前述のとおり本件事故当時まで原子力発電所の具体的な津波評価方法を定めた唯一の基準である「津波評価技術」に基づく津波評価に不可欠な「波源モデル」を示すものではなく、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの具体的にどこの領域で、すべり量はどの程度か、その結果本件原発にどれだけの高さの津波が到達するのかについて、具体的には何ら明らかにするものではなかった。

そのため、本件地震がそうであったように、長さ 500 km、幅 200 km の範囲で、最大すべり量 50 m の断層が生じ、その結果発生する津波の波高というものについて、本件地震発生当時に具体的に予想されていたなどとは到底いうことができない。

したがって、同長期評価を含む本件地震発生当時における地震・津波に関する専門的・科学的な知見をもってしても、本件原発の所在地において、本件地震によって発生したような高い津波（O. P. + 15. 5 m）が発生することを具体的に予見することは不可能であった。

オ 「5 「新指針」及びこれに基づくバックチェックの不備」（69頁） について

(ア) 第1段落ないし第5段落は、保安院が 2006（平成 18）年 9 月 20 日に新耐震指針を踏まえてバックチェックルールを策定し、これに基づき各電力会社に対して稼働中の発電用原子炉施設等につきバックチェックの実施等を求めたこと、保安院が 2007（平成 19）年 7 月 16 日に発生した新潟中越沖地震を受けて、かかる中越沖地震の知見を耐震バックチェックに反映させるよう求めたこと、被告東京電力が 2008（平成 20）年 3 月 31 日に福島第一原発 5 号機に係る中間報告書を提出し、その評価対象が主要設備に留まること、その後 2009（平成 2

1) 年6月19日に1～4号機及び6号機についても中間報告書を提出したことは認め、その余は否認ないし争う。

被告東京電力はバックチェックルールに基づく最終報告書の提出時期を未定としていたが、その理由は以下のとおりである。

① バックチェックの作業開始後である2007（平成19）年7月16日に、前述のとおり新潟県中越沖地震が発生し、これを受け同年7月20日に経済産業省から、新たに新潟県中越沖地震から得られる知見を耐震安全性の評価に適切に反映することと、耐震安全性評価の実施計画の見直し結果の報告等を求める指示「平成19年新潟県中越沖地震を踏まえた対応について（指示）」が出され、それへの対応が別途必要となった。

② 新潟県中越沖地震の解明が進む中で、他の原子力発電所でも確認すべき知見が新たに判明し、それらを取り纏めて保安院から2007（平成19）年12月27日に「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項（中間取りまとめ）について」が発出され、更に2008（平成20）年9月4日に「新潟県中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項について」として指示が出され、この2回の新たな指示に対応するため地質調査、解析の見直し等が必要となった。

③ 地質調査にあたっては、正味の調査期間の他、調査エリアの住民の方々への説明や理解の期間、調査に必要な船舶や機器等の手配調整が必要であった。また、その調査内容は、陸域で実施する地下探査や海域で実施する海上音波探査とともに、特殊な機材を使用する調査であり、実施可能な機関が限定されていた。

④ 解析等においては、モデル作成や対策案検討のための現場調査や解析作業に精通した技術者が必要となるが、すべての電気事業者が保安

院の指示で一斉に動き出したために、対応できる技術者が不足した。

もっとも、被告東京電力としても原子力発電所の安全性を早期に示すという観点から、代表プラント（福島第一原発5号機、福島第二原発4号機）を選定して自主的に中間報告を行うこととし、2008（平成20）年3月にこれを提出している。この中間報告については、保安院の審議を経て、2009（平成21）年7月21日に同院より評価は妥当との見解が示されている。

また、同年11月19日には、原子力安全委員会が評価の妥当性を確認し、その旨が公表されている。なお、被告東京電力は最終報告に向けて最新の海底地形データを用いて「津波評価技術」に基づく再評価を行い、その再評価結果（O. P. +5. 4m～6. 1m）に基づき本件原発についてはポンプ用モーターのシール処理対策等を講じている。

さらに、被告東京電力は、この代表プラントに係る中間報告とは別に、新潟県中越沖地震の発生を踏まえ、同地震で確認された地震観測記録を用いた福島第一及び福島第二原子力発電所全プラントの主要設備に関する耐震安全性の概略評価を自主的に行い、耐震設計上重要な施設の機能が維持されることを確認することとし、その結果を2007（平成19）年9月20日に公表している。

加えて、当初代表プラントだけで実施することとしていた中間報告については、代表プラント以外のプラントについても行うこととし、2009（平成21）年4月に耐震設計上重要な施設の機能が維持されるとの内容の報告書を提出している。

原告らは、あたかも被告東京電力による中間報告書の提出が大幅に遅延していたかのような主張を行っているが、そもそもかかる中間報告書の提出自体、被告東京電力が本件原発の安全性を早期に示すために自主的に行ったものであり、原告らの論難は失当である。

(イ) 第6段落ないし第8段落については、原告らが引用する国会事故調査報告書にこのような記述があることは認める。

カ 「6 総合資源エネルギー調査会会合における岡村行信委員からの指摘」
(72頁)について

2009(平成21)年6月に、総合資源エネルギー調査会の専門家会合において、産業技術総合研究所活断層・地震研究センターの岡村行信氏より、地震動の評価において貞觀地震を考慮していないことに対して疑義が示されたことは認め、その余は否認する。

貞觀津波については、被告東京電力は当該WGに先立つ2008(平成20)年10月時点で、既に産業技術総合研究所の佐竹健治氏より投稿準備中の論文について提供を受け、既に検討を開始している。同論文では、仙台平野及び石巻平野の津波堆積物調査結果に基づき、貞觀地震の発生位置及び規模が推定されるとともに、断層モデル(波源モデル)についても2つの案が示されていた。しかし、断層モデル(波源モデル)の確定にまでは至っておらず、確定のためには福島県沿岸等の津波堆積物調査を行うことが必要であるとされていた。また、このような内容は翌年4月に正式に発表された論文の中でも維持されていた。

そこで、被告東京電力は、平成21年6月に、福島県沖海溝沿い領域に波源を想定すべきか否か、及び、想定すべきである場合に設定するのが相当である断層モデル(波源モデル)について、土木学会へ審議を委託した。それとともに、福島第一、福島第二原子力発電所への貞觀地震による津波の影響の有無を調査するため、福島県の太平洋沿岸において津波堆積物調査を実施した。調査の結果、福島県北部では標高4m程度まで貞觀津波による津波堆積物を確認したが、南部(富岡~いわき)では津波堆積物を確認できなかった。そのため、貞觀地震についても、波源の確定のためには

今後のさらなる調査・研究が必要であると考えられていた。

なお、貞観地震の波源モデルは、結局、本件地震発生当時においても確定されていなかった。また、そもそも本件地震は、佐竹論文にあるような地震規模（最大でマグニチュード8.4）とは次元の異なる、より広範囲を震源域とするマグニチュード9.0の運動的巨大地震であった。

このように、被告東京電力においては、土木学会に対して、福島県沖海溝沿い領域に波源を想定すべきか否か、及び、想定すべきである場合に設定するのが相当である断層モデル（波源モデル）について検討を委託するなどしていたが、そのような検討が結論に至る前に本件事故の発生に至ったものである。

(2) 「第2 被告東京電力の責任」（73頁）について

ア 「1 はじめに」（73頁）ないし「3 結果回避可能性の存在及び結果回避義務違反」（74頁）について
争う。

原告らは、本件地震と同規模の地震が発生することを認識することができたと主張するが、原告らの主張を前提としても、マグニチュード8か貞観地震規模の地震が認識可能であったに過ぎず、本件地震を予見することはできない。

また、本件原発において原告らの主張するようなS B - L O C A（小破口冷却材喪失事故）は発生しておらず、本件地震は本件事故の直接の原因ではない。

イ 「4 地震の本件原発事故に対する影響」（74頁）について

(ア) 「(1) 地震による外部電源の喪失」（74頁）について
認める。

(イ) 「(2) 地震による冷却材及び電源の喪失」(74頁)について

- a 第1段落は認める。

本件地震の最大加速値は本件原発の耐震安全性評価基準である基準地震動 S s に対する最大加速度を一部超えたものの、ほとんどは下回っている。また、地震観測記録の応答スペクトルについても、一部周期帯において基準地震動 S s による応答スペクトルを上回ったが、概ね同程度であることが確認されている。

- b 第2段落は否認する。

原告らは、1号機において本件地震により小破口冷却材喪失事故(SB-LOCA)が発生したと主張するが、本件地震発生以降、津波による計測停止までの間に1号機の格納容器の圧力に異常な上昇又は下降は見られず、格納容器温度にも異常は認められない。また、格納容器床サンプ水位のチャート等から、格納容器内での原子炉水や蒸気の異常な漏えいの兆候はなく、配管等の破断もなく、冷却材の喪失もなかったと考えられる。

原告らの引用する国会事故調査委員会の報告書においても、小破口冷却材喪失事故が起きた可能性について「理論的には否定できない」とするに留まり、実際に起きたと断定しているものではなく、配管等破断の具体的根拠も示していない。

- c 第3段落ないし第5段落は否認ないし争う。

原告らは、1号機の非常用ディーゼル発電機のA系電源が喪失したのが3月11日15時35分から36分、同じくB系電源が喪失したのが同時37分であるのに対し、津波第2波の到達が15時37分より後であるから、非常用電源の喪失原因は津波ではなく地震動によるものであると主張する。

しかしながら、津波第2波の到達は同日15時36分台であり、かつ、被告東京電力が平成25年5月10日に公表した非常用ディーゼル発電機の運転状況等に関する追加データでも、いずれの非常用ディーゼル発電機も少なくとも15時36分59秒までは運転状態を維持していたことが確認されているから、原告らの主張はその前提を欠く（そもそも、上記原告の主張は訴状48頁3行目や同50頁6行目において「津波と全交流電源喪失の前後関係は不明」としていることと矛盾する。）。また、原告らの主張は、地震動がどのように非常用ディーゼル発電機に作用して非常用電源の喪失に至ったのかについて具体的な事実を全く主張しておらず、この点でも地震動が非常用電源喪失の原因となったとは言い難い。

(ウ) 「(3) パックチェックが未了であったことの影響」(74頁)について

否認ないし争う。

1号機において原告らの主張するような機器の損傷は生じていない。

2号機及び3号機についても、原告らは「十分な耐震性を備えていたとは言えない」といった抽象的な主張に終始しており、地震動と本件事故との関連性について具体的な主張を全く主張していない。

(エ) 「(4) 地震によるその他の影響」(75頁)について

否認ないし争う。

原告らは、地震動による発電所構内の道路の隆起、沈降、陥没が発生したことにより、被告東京電力による現場での事故対応を困難にしたと主張するが、かかる事故対応を困難にしたのは、地震動による道路の損傷ではなく、津波でなぎ倒された物や漂流物（たとえば重油タンクやク

レーンなど)が通行を阻害していたためである。また、屋外設備の損傷も、その多くは津波や津波による漂流物の衝突によるものである。

被告東京電力は、新潟中越沖地震の教訓から、本件原発構内の道路の補強工事や道路脇の斜面の強化工事を実施しており、構内的一部の防災道路に地震動による損傷が見られたものの、少なくとも本件津波到達まではいずれの道路も車輌の通行は十分可能であった。

(3) 「第3 被告国の責任」(75頁)について
認否の限りでない。

6 「第5章 津波に関する被告らの責任」(80頁)について

(1) 「第1 津波に関する知見及び「長期評価」の発表等」(80頁)について

ア 「1 福島第一原発設置許可申請時に被告東京電力が想定していた津波」(80頁)について

事実関係については概ね認めるが、評価に亘る記載は争う。

福島の発電所立地点は海岸段丘地帯に位置し、元来の地表面はO. P. +30m程度の高さにあったが、上部は比較的崩れやすい砂岩であり、耐震構造上も確固たる建屋基礎を得るために安定した地層はO. P. -4. 0mに位置する泥岩層であったため、安定した基礎を得るためにには一定程度の掘り下げが必要であった。

本件原発の主要建屋の敷地高さは、当時の知見に基づく防災的な面や地質状況と原子炉建屋の設計、経済的な評価なども総合的に考慮して設定されており、不当に低く設定されたなどというような事実はない。現に、関東以北の太平洋岸に位置する他の電気事業者が所有する原子力発電所の敷地高さと比較しても特段低く設定されているということはない。被告国も

かかる敷地高さについて「安全性は十分確保し得るものと認める」として原子炉等規制法に基づく原子炉設置の許可をしている。建設当時はチリ地震津波が浜通り全体の既往津波の中で最も大きいというのが共通認識であった。また、浜通りの相馬以南は地形が平坦で、入江が複雑な三陸などと異なり地形に起因する津波の増幅も起きないと考えられていた。

原告らが指摘するO. P. + 5. 6 mの位置に設置されている非常用ポンプについては、2号機、4号機及び6号機には冷却用ポンプの不要な空冷式ディーゼル発電機が備えられていたし、原発建屋には非常用の直流バッテリーも備えられていた（現に6号機の水冷式ディーゼル発電機は、O. P. + 5. 6 mに位置する電動機が被水して使用できなくなったものの、空冷式ディーゼル発電機の稼働により電源喪失に至らなかった。）。

イ 「2 1回目の津波想定見直し（津波安全性評価）」（80頁）について

概ね認める。

ウ 「3 電事連の津波影響評価」（80頁）について
知らないし否認する。

エ 「4 2回目の津波想定見直し（原子力発電所の津波評価技術）」（81頁）について

概ね認める。

なお、土木学会策定の「津波評価技術」は、前述のとおり本件事故当時まで原子力発電所の具体的な津波評価方法を定めた唯一の基準であり、「津波評価技術」の策定以降、原子力発電所の津波に対する安全性は、津波評価技術に基づき想定津波水位に対する津波対策を講じることにより確

保されているものと考えられていた。次項「オ」の長期評価の公表後も、土木学会の津波評価部会の委員等から、これを踏まえて津波評価技術を改訂すべきとの意見はなく、実際にこれが改訂されることはなかったものである。

そして、この「津波評価技術」に基づき津波評価を行うにあたっては「波源モデル」の設定が不可欠であることに留意する必要がある。

オ 「5 地震調査研究推進本部による「長期評価」」（81頁）について

2002（平成14）年7月に地震本部が長期評価を発表したこと、この長期評価の中で、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域においてマグニチュード8クラスの地震が過去400年間に3回発生しており、この領域全体のどこかで同程度の地震が発生する確率が今後30年以内に20%と推測されていることは認めるが、その余は否認し争う。

この長期評価は、あくまで各領域におけるマグニチュード8クラスの地震の発生について指摘しているに留まり、本件地震のように、それぞれの領域をまたがり、かつそれが連動して発生するようなマグニチュード9.0（前述のとおり上記想定地震の約32倍のエネルギー）、津波マグニチュード（M_t）9.1クラスの巨大地震・巨大津波を想定しているものではない。現に、地震本部が本件地震発生の2か月前の2011（平成23）年1月11日に公表した長期評価においても、本件地震で見られたような「広範囲における震源域の連動」は示されていない。また、この「長期評価」を公表した地震本部自身、本件地震発生当日に発表した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震の評価」において、「地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖までの個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」とし

ている。

そもそも地震本部の発表した長期評価は、本件事故当時まで原子力発電所の具体的な津波評価方法を定めた唯一の基準である「津波評価技術」に基づく津波評価に不可欠な「波源モデル」を示しておらず、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの具体的にどこの領域で、すべり量はどの程度か、その結果本件原発にどれだけの高さの津波が到達するのか、具体的には何ら明らかにするものではなかった。したがって、同長期評価を含む本件地震発生当時における地震・津波に関する専門的・科学的な知見をもってしても、本件原発の所在地において、本件地震によって発生したような高い津波（O. P. + 15. 5 m）が発生することを具体的に予見することは不可能であった。

カ 「6 「溢水勉強会」での報告と安全情報検討会（第53回）」（81頁）について

(ア) 第1段落及び第2段落のうち、保安院及び原子力安全基盤機構（JNES）が2006（平成18）年5月に溢水勉強会を設置したこと、それに被告東京電力もオブザーバーとして参加していたこと、当該勉強会の中で主要建物が設置されている敷地高さ+1mの津波が無限時間継続すると仮定した場合、電源設備などが水没し機能を喪失する可能性について検討されたことは認め、その余は否認する。

溢水勉強会においては、いかなる津波が現実的に発生する可能性があるかという点の検討は度外視して、一定の想定外津波が発生するという仮定に立って「あくまで仮定という位置づけで、想定外津波に対するプラントの耐力について検討を実施した」ものである。

すなわち、どの程度の外部溢水があれば安全機器が機能を喪失するかを検討するために、「敷地レベル+1mの津波が無限時間継続する」と

いう現実にはあり得ない状況を仮定して電源喪失の可能性が検討されたというものであり、どの程度の想定外津波が現実に発生する可能性があるかという点について検討されたものではない。

このことは、溢水勉強会の配付資料に「建屋への浸水評価においては、津波継続時間の考慮が必要であるが、今回は簡易評価として、これを考慮しないこととした（継続時間∞と仮定）。」と記載されていること、かかる溢水勉強会の結果を踏まえて保安院と J N E Sとの間で開かれた第53回安全情報検討会における配付資料において、冒頭に「原子力発電所の津波評価及び設計においては、『原子力発電所の津波評価技術（平成14年・土木学会）』に基づき、過去最大の津波はもとより発生の可能性が否定できないより大きな津波を想定していることから、津波に対する発電所の安全性は十分に確保されている」との記載があることからも明らかである。

(イ) 第3段落のうち、2006(平成18)年8月に、上記溢水勉強会の結果を踏まえて保安院と J N E Sとの間で第53回安全情報検討会が開かれたこと、同検討会の資料中に「敷地レベル+1mを仮定した場合、いずれのプラントについても浸水の可能性は否定できない」との記載自体があることは認め、その余は否認する。

上記「(ア)」で述べたとおり、ここに言う「敷地レベル+1m(の津波)」とは、前述のとおり実際にそのような津波が現実に発生する可能性があるかどうかの検討は行わずに、そのような津波が無限時間継続すると仮定した上で施設内の安全機器の状況を検討したものである。

したがって、このような検討によって、本件原発の所在地において、本件地震によって発生したような高い津波(O. P. +15. 5m)が発生することについての具体的予見可能性が基礎付けられることはない。

キ 「7 新指針の策定と保安院による「バックチェックルール」の策定」
(82頁)について

(ア) 第1段落及び第2段落は、原子力安全委員会において、耐震設計審査指針の見直しのために耐震指針検討分科会が2001(平成13)年7月ころに設置されたこと、2006(平成18)年9月19日に新耐震指針が公表されたこと、新耐震指針において地震随伴事象として「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれがないこと」を「十分考慮したうえで設計されなければならない」と記載されていることは認める。

新耐震指針にいうところの「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波」が具体的にどのような津波を考慮すべきとしているのかについては、特に考え方や基準は示されておらず、また「津波評価技術」に基づく津波評価に必要な波源モデルも定まっていなかった。

(イ) 第3段落は、保安院が2006(平成18)年9月20日にバックチェックルールを策定し、各電力会社に対して稼働中の発電用原子炉施設等につきバックチェックの実施とその実施計画の作成を求めたことは認める。

本件地震発生当時には、東北太平洋沖のプレート境界地震の発生域においてそれぞれの領域をまたがるような領域連動型の巨大地震及び当該地震に伴う津波が発生することについては想定されておらず、また、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があると想定することが適切な津波」が具体的にどのような津波を考慮すべきとしているのかについても特に考え方や基準は示されておらず、「津波評価技術」に基づく津波評価に必要な波源モデル（震源域やすべり量等）も示され

ていなかった。

なお、被告東京電力は、土木学会に対して、福島県沖海溝沿い領域に波源を想定すべきか否か、及び、想定すべきである場合に設定するのが相当である断層モデル（波源モデル）について、検討を委託していたが、結局、そのような検討が結論に至る前に本件事故の発生に至ったものである。

ク 「8 保安院による事業者の一括ヒアリング」（83頁）について

2006（平成18）年の保安院による一括ヒアリングにおいて、保安院より「津波については保守性を有している土木学会手法による評価でよい。ただし、土木学会手法による評価を上回る場合、低い場所にある非常用海水ポンプについては機能喪失し炉心損傷となるため、津波に対し余裕が少ないプラントは具体的な対策を検討して対応してほしい」という要望を受けたこと、当該要望を各社上層部に伝えるようにとの話を口頭で電気事業連合会が受けていることという限りで認める。

被告東京電力では、上記「エ」の津波評価技術に基づく2回目の津波想定見直しに基づき本件原発の津波想定をO. P. + 5. 7 mに引き上げ、これについて建屋貫通部の浸水防止対策や手順書の整備を実施し、ポンプ用モーターのかさ上げも行っていた。

ケ 「9 バックチェックに関する被告東京電力と保安院との打ち合わせ」

（83頁）について

被告東京電力を含む電気事業連合会が、耐震バックチェックに関する保安院との打ち合わせの席上において、土木学会手法による評価結果を報告するとともに、津波に対するプラントの更なる安全性の向上（電動機の水密化など）の検討を行うことを報告したという限りで認める。

コ 「10 貞観地震に関する「佐竹論文」の発表」（83頁）について

2008（平成20）年に佐竹健治氏らにより貞観津波に関する佐竹論文が発表されたとの点は、正しくは2009（平成21）年4月であるので否認する。

貞観津波については、被告東京電力は2008（平成20）年10月時点で既に佐竹氏より投稿準備中の論文について提供を受け、検討を開始している。同論文では、仙台平野及び石巻平野の津波堆積物調査結果に基づき、貞観津波の発生位置及び規模が推定されるとともに、波源モデル（断層モデル）についても2つの案が示されていた。

しかしながら、波源モデルの確定にまでは至っておらず、確定のために「福島県沿岸等の津波堆積物調査を行うことが必要である」とされていた。また、このような内容は翌年4月に正式に発表された論文の中でも維持されていた。

そこで、被告東京電力は、2009（平成21）年6月に、福島県沖海溝沿い領域に波源を想定すべきか否か、及び、想定すべきである場合に設定するのが相当である断層モデル（波源モデル）について、土木学会へ審議を委託した。それとともに、福島第一、福島第二原子力発電所への貞観地震による津波の影響の有無を調査するため、福島県の太平洋沿岸において津波堆積物調査を実施した。調査の結果、福島県北部では標高4m程度まで貞観津波による津波堆積物を確認したが、南部（富岡～いわき）では津波堆積物を確認できなかった。そのため、貞観津波についても、波源の確定のためには今後のさらなる調査・研究が必要と考えたものである。

なお、貞観津波の波源モデルは、結局、本件地震発生当時においても確定されていなかった。また、そもそも本件地震は、佐竹論文にあるような地震規模（最大でマグニチュード8.4）とは次元の異なる、より広範囲

を震源域とするマグニチュード9.0の連動的巨大地震であった。

このように、被告東京電力においては、土木学会に対して、福島県沖海溝沿い領域に波源を想定すべきか否か、及び、想定すべきである場合に設定するのが相当である断層モデル（波源モデル）について検討を委託するなどしていたが、そのような検討が結論に至る前に本件事故の発生に至ったものである。

サ 「11 「長期評価」に基づく被告東京電力による津波の予測」（84頁）について

被告東京電力が2008（平成20）年に長期評価に基づく津波高の試算を行い、主要敷地南側の浸水高についてO.P.+15.7メートルとの結果を得たという限りで認め、その余は否認ないし争う。

上記の試算は、長期評価が「マグニチュード8クラスの地震が三陸沖から房総沖の海溝沿いのどこでも発生する可能性がある」との見解を示していることを受けて、かかる見解について具体的にどのように扱うかを社内において検討するため、実際には福島県沖の海溝沿いの津波評価をするのに必要な波源モデルは定まっていなかったものの、福島サイトに最も厳しくなる明治三陸沖地震の波源モデル（長期評価の示すマグニチュードとも一致しない。）を福島県沖海溝沿い領域に「借用」して試計算を行ったものにすぎない。したがって、かかる試算は仮想的な計算の域を出ないものであり、具体的な設計上の対策に用いることができるようなものではない。

もっとも、被告東京電力は、上記試計算の結果も踏まえて、福島県沖海溝沿い領域に波源を想定すべきか否か、及び、想定すべきである場合にどのような断層モデル（波源モデル）を設定すべきかについて土木学会にその検討を委託していたのであるが、そのような検討が結論に至る前に、本件津波が発生したものである。

シ 「12 バックチェックルールに基づく被告東京電力による津波の予測」
(84頁)について

被告東京電力が新指針の公表及びバックチェックルールの策定を受け、2009（平成21）年2月に土木学会手法（津波評価技術）に基づいて津波想定をO. P. + 6. 1mに引き上げ、海水ポンプ用モーターの機器かさ上げ等を講じたことは認める。

ス 「13 「佐竹論文」に基づく被告東京電力による津波の予測」（84頁）について

（ア）第1段落は、2009（平成21）年6月に耐震安全性再評価特別委員会において、産業技術総合研究所活断層・地震研究センターの岡村行信氏より、地震動の評価において、貞觀地震を考慮していないことに対して疑義が示されたことは認め（なお、かかる指摘があったのは、政府の耐震安全性評価委員会ではなく、総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会 地震・津波、地質・地盤合同WG（第32回）であり、そもそも当該WGのテーマは地震動であって津波ではなかった。原告らも訴状72頁では総合資源エネルギー調査会における発言としており、主張内容に齟齬がある。），その余は否認する。

（イ）第2段落は、被告東京電力が、2009（平成21）年8月及び9月に、保安院の要請に応じて貞觀津波の評価等の取り組みについて、波源モデル確定のための研究計画、津波堆積物調査予定等について説明をしたこと、その際に保安院に対し、貞觀津波は知見が確定しておらず土木学会に検討を委託したと説明したことは認めるが、その余は知らないし否認する。

被告東京電力が保安院に対し佐竹論文を基にすれば津波高は本件原発

でO. P. +9. 2 mであったと報告したとの点は、正しくは8. 6 m ~8. 9 mである。

(ウ) 第3段落は不知。

セ 「14 被告東京電力による最終報告の先送り」(84頁)について
否認ないし争う。

被告東京電力がバックチェックルールに基づく最終報告の提出時期を未定としていたのは、前述の理由によるものであり、その間に自主的に中間報告書の提出を行うなど十分な対応をとっている。

ソ 「15 まとめ」(85頁)について
否認ないし争う。

(2) 「第2 被告東京電力の責任」(85頁)について

被告東京電力が本件原発の稼働について高度の注意義務を負っていることは認めるが、その余は否認ないし争う。

被告東京電力は、本件事故発生時点における最新の科学的知見をもってしても、本件原発の所在地において本件地震及びそれに伴う大津波が発生することは予見できなかった。

2002(平成14)年に地震本部が発表した「長期評価」では、津波の波高や波高を試算するための波源モデルについては何ら示されておらず、また、本件地震のようにそれぞれの領域をまたがり、かつそれが連動して発生するようなマグニチュード9クラスの巨大地震については想定されていなかった。2006(平成18)年の溢水勉強会も、あくまで安全機器が機能喪失する外部溢水の状況を検討するために「主要建屋が設置されている敷地高さ+1mの津波が無限時間継続する」という現実にはあり得ない状況を

仮定したにとどまり、想定外津波の発生可能性や蓋然性について検討したものではない。

したがって、被告東京電力は、これら地震本部の研究や溢水勉強会の知見によっても、2006（平成18）年時点で本件原発にO. P + 10mを大幅に超える津波が到来することについて具体的な根拠をもって想定すべき状況にはなかった。本件地震発生当時の科学的知見の状況を総合しても、本件地震のような巨大地震及びこれに伴う巨大津波の発生については、被告東京電力はおろか我が国どの地震関連機関も想定していなかったものである。

被告東京電力としては、原子力安全委員会が1990（平成2）年8月に全面改訂した「安全設計審査指針」、土木学会が2002（平成14）年2月策定した「津波評価技術」、原子力安全委員会が2006（平成18）年9月に公表した新耐震指針に基づき、必要な地震・津波想定を行い、対策をとってきており、それと並行して、地震本部が2002（平成14）年7月に発表した長期評価や、貞觀津波に関する佐竹氏らの分析といった知見の進展も踏まえ、土木学会・津波評価部会に波源モデル策定の検討を委託するなどしていた。また、被告東京電力は、原子炉の冷却という観点から、通常の給復水系のほか、原子炉隔離時冷却系を含めた非常用の複数の注水手段、さらには、本来原子炉注水用ではない制御棒駆動水圧系、復水補給水系、消火系等からも原子炉注水ができるように何重もの備えをしていた。

しかしながら、今回の事故対応では、想定を大幅に超える地震の影響により津波が建屋敷地レベルまで到達し、その結果、全電源を喪失したため電動駆動の原子炉注水設備が機能を喪失し、初期段階で機能した蒸気駆動の原子炉隔離時冷却系等についても、制御に必要な直流電源を喪失するなどの理由から機能を喪失し、最終的にはこれらすべての原子炉注水手段を喪失するに至ったものである。

(3) 「第3 被告国の責任」（86頁）について

認否の限りでない。

7 「第6章 SA・SBO対策に関する被告らの責任」（90頁）について

(1) 「第1 はじめに」（90頁）について

争う。

(2) 「第2 シビアアクシデント（SA）及び全交流電源喪失」（90頁）について

被告東京電力がシビアアクシデント（SA）対策の一環として全交流電源喪失（SBO）対策を講じていれば、本件事故を防ぐことができたとの点は、SA対策やSBO対策は科学的知見に基づく想定をもとに対策が取られるものであり、全く想定されない事象に対する対策が行われるものではないから争う。被告東京電力としては、最新の科学的知見に照らして想定される津波に対しては裕度をもってSA対策、SBO対策を講じていたものであり、その意味で想定を超える津波に対しても体制を整えていたものである。

その余はシビアアクシデントやアクシデントマネジメントに関する一般的理解等について記載されているものであり、被告東京電力としても特に争うものではない。

ただし、訴状91頁の「確率論的安全評価（PSA）」については、外的事象の中でも比較的研究の進んだ地震ですら、本件事故時点において確率論的安全評価（PSA）としての具体的な評価手法は確立されていなかったものであり、ましてやその随伴事象である津波については、より一層評価が困難な状況にあったものである。

(3) 「第3 SA・SBO対策に関する事実経過」(92頁)について

ア 「1 SA・SBO対策に関する国際的な動向の概要」(92頁)について

SA対策の進展や深層防護の考え方（内的事象のみならず外的事象の想定も求められていること）については、特に争うものではない。

人的事象に関しては本訴訟とは無関係であり、認否の限りでない。

イ 「2 日本のSA・SBO対策に関する主要な事実経過」(94頁)について

日本におけるSA対策、SBO対策に関する事実経過については、以下の点及び評価に亘る部分を除いて概ね認める。

(ア) 安全設計審査指針について

安全設計審査指針におけるSBO(全交流電源喪失)時の耐久性能が慣行上30分間と考えられていたこと自体は特に争わない。

安全設計審査指針においては、たとえ全交流電源が喪失したとしても、直流電源（非常用バッテリー）を用いて冷却機能を維持し、その間に交流電源を回復することができると考えられていたため、長時間の全交流電源喪失まで想定する必要はないとされていたものである。

もっとも、被告東京電力としては、訴状92頁に記載のとおり米国原子力規制委員会（NRC）が1985（昭和60）年5月に「外部電源及び非常用交流電源の信頼性に応じてプラントが4時間又は8時間のSBOに対する耐力を持つことを要求する」という規則案を公表したのを受けて、国内プラントメーカーとともに受託研究を実施し、その結果、本件原発についてはSBO時でも8時間程度の耐久性能があることを確認している。

そして、被告東京電力は、かかる結果を受けて、上記安全設計審査指針の規定ないし解釈にかかわらず、SBO時の直流電源による監視可能時間を8時間等として手順書を整備していたものである。

(イ) 外的事象の想定について

原告らは、通産省が平成4年7月に取りまとめた「アクシデントマネジメントの今後の進め方」や、被告東京電力が提出した「福島第一原子力発電所のアクシデントマネジメント整備報告書」において、SAの想定事象が内的事象に限定されており、自然災害などの外的事象は一切対象外とされていたかのような主張をするが、否認する。

上記報告書等においても、想定される外的事象についてはSA対策の対象とされていたが、最新の科学的知見をもってしても全く想定し得ないような外的事象については当然のことながら対象とはされていない。

(ウ) 被告東京電力のSA対策について

原告らは、被告東京電力のSA対策が極めて不十分であったと主張するが、否認ないし争う。

まず前提として、SA対策は科学的知見に基づく想定をもとに対策が取られるものであり、全く想定されない事象に対する対策が行われるものではない。被告東京電力としては、最新の科学的知見に照らして想定される津波に対しては裕度をもってSA対策、SBO対策を講じていたものであり、その意味で想定を超える津波に対しても十分な体制を整えていたものである。

設備面においては、既存設備の潜在能力を最大限に活用するため、必要な設備変更について本部長の承認を得て実際に工事を実施している。また、運用面においても、多重な故障への対応態勢を整備するとともに、

整備したアクシデントマネジメントを的確に実施するため、従来から制定している手順書等の改訂ならびに事故時運転操作手順書等の手順書類を制定している。さらに、アクシデントマネジメントに関して正しく理解し、備えておく必要があることから、運転員、支援組織の要員を対象として教育等を定期的に行うこととし、これを実施してきている。

原告らは、被告東京電力が耐圧強化ベントやその操作手順を未整備のまま放置したと主張するが、そのような事実はなく、現に本件事故時には1号機及び3号機で耐圧強化ベントが実施されている。

そして、こうした設備、対応態勢、手順書等の整備（アクシデントマネジメント策の整備）は、電気事業者と国が一緒になって整備を進めてきたものであり、整備内容については国に報告し、妥当との確認を得ながら進めてきたものである。

(エ) P S A（確率論的安全評価）手法について

原告らは、2004（平成16）年12月に設置されたリスク情報活用検討会の配付資料「P S A手法とデータの現状」の中に「内的事象や地震事象のレベル1から3 P S Aの手法及びデータについては、最新知見を継続的に反映し高度化を図る必要はあるものの技術的観点からは成熟しつつある」との記載があるとして、外的事象のうち地震事象については、AM対策を講じることを可能にするだけの知見が集積されていたと主張する。

このうち、上記資料に上記記載があることは認めるが、その余は否認ないし争う。そもそもP S A手法については、比較的研究の進んだ地震事象ですら上記のとおり「成熟しつつある」とされるに留まり、具体的な評価手法は確立されておらず、評価に伴う不確実さは依然として大きい状態であった。

そのため、P S A手法を用いたリスク低減策の検討といった実務における意思決定に用いるためには、地震事象ですら更なる検討が必要であるとの認識が一般的であった。ましてや、その随伴事象である津波については、より一層 P S A評価による対応が困難な状況にあったものである。

被告東京電力としても、外的事象P S Aの研究や評価手法の整備、精度向上に取り組んでいたが、本件事故時点においては、津波はおろか地震についても具体的な評価手法は確立されていなかった。

ウ 「3 日本におけるS A・S B O対策の問題点」（101頁）について
諸外国と日本のS A対策に関する法規制の違い等については特に争わないが、その余は否認ないし争う。

原告らは、あたかも日本においてS A対策の想定事象が内的事象のみに限定され、外的事象は一切想定されていなかったかのような主張をするが、当然のことながら、日本においても科学的知見に照らして合理的に想定される外的事象については当然にS A対策の対象とされてきている。

また、原告らは、日本では慣行上30分を超えるS B Oは考慮する必要がないこととされていたと主張するが、確かに安全設計審査指針上の理解がそのようなものであったことは争わないものの、前述のとおり、被告東京電力としては、本件原発についてS B O時に8時間程度の耐性があることを確認し、それを前提に手順書等を整備している。

（4）「第4 被告東京電力の責任」（102頁）について

ア 「1 はじめに」（102頁）について
争う。

イ 「2 SA・SBO対策に関する過失責任」（102頁）について

(ア) 「(1) 被告東京電力が講じていたAM策について」（102頁）について

被告東京電力の整備したAM策において、SA対策としてのAM原因事象が内的事象に限定され、自然災害等の外的事象は原因事象の対象外とされていたとの点、及び被告東京電力がAM整備報告書を提出して以降、主要なAM設備の自主的改善及び整備を行っていなかったとの点は否認する。

科学的知見に照らして想定される外的事象は当然に想定対象とされており、原告らが引用する政府事故調の中間報告にも、被告東京電力が自然災害を含む外的事象を全く想定していなかったなどという記載はない。

その余は政府事故調の中間報告に指摘のような記載があることは概ね認める。

(イ) 「(2) 過失を基礎付ける被告東京電力の認識」（105頁）について

記載されている事実経過自体は特に争わないが、被告東京電力が遅くとも2006（平成18）年ころまでには自社のSBO対策に不備があることを十分に認識していたとの点は争う。

原告らによるかかる主張は被告東京電力がAM策を講じるにあたり外的事象を一切想定していなかったとの前記主張を前提にするものと思われるが、前述のとおり、被告東京電力としても科学的知見に照らして想定される津波については裕度をもってAM策を講じてきたものであり、その意味で想定を超える津波に対しても対策を講じてきたものである。

しかしながら、本件津波はそのような想定を大幅に上回り、政府機関ですら予見しえないものであったため、最終的に全ての原子炉注水手段

を喪失するに至ったものである。

(ウ) 「(3) 被告東京電力の注意義務違反」(107頁)について
否認ないし争う。

被告東京電力は、想定される外的事象に対しても裕度をもって事故体制、手順書等を整備しており、例えば、原子炉の冷却という観点からは、通常の給復水系のほかに、原子炉隔離時冷却系を含めた非常用の復水の注水手段、さらには、本来原子炉注水用途ではない制御棒駆動水圧系、復水補給水系、消火系等からも原子炉注水を行えるよう何重もの備えをしていた。

また、AM策として整備自体はされていなかったものの、本件事故時には新潟中越沖地震の教訓として配備された消防車を用いての原子炉注水も行われており、その際、注水経路としてAM策の一つとして設置された消火系を使用し、事前に整備された手順書や訓練等を活用した対応がとられている。

しかしながら、本件津波は事前の想定を大きく上回り、政府機関ですら全く予見し得なかつたものであったために、事故対応に作動が期待されていた機器、電源はほぼ全てその機能を喪失するに至ったものである。

ウ 「3まとめ」(109頁)について
争う。

(5) 「第5 被告国の責任」(109頁)について
認否の限りでない。

8 「第7章 被告らの共同不法行為」（114頁）について

被告東京電力が被告国と共同不法行為責任を負うとの点は争い、その余は認否の限りでない。

9 「第8章 本件原発事故による被害の実態」（115頁）について

本件事故による一般的な被害状況については、被告東京電力としても積極的に争うものではないが、本訴訟の原告らとの関係では争う。

本訴訟の原告らが本件事故時点で居住していた地域は、いずれも政府による避難指示は出されていない。

原告らが避難の必要性の前提として主張している放射線被ばくの影響についても、政府が避難指示の基準とした年間20ミリシーベルトという数値は、ICRP（国際放射線防護委員会）が提言する緊急時被ばく状況の参考レベルの範囲（年間20～100ミリシーベルト）のうち、安全性の観点から最も厳しい値を採用したものである。

現に、WG報告書や、経済産業省が2013（平成25）年3月付けで公表した「年間20ミリシーベルトの基準について」によれば、警戒区域及び計画的避難区域の妊婦・子どもを中心に実施されたホールボディカウンター検査においてすら、対象者の99.9%以上が預託実効線量⁵1ミリシーベルト未満、最大でも3.5ミリシーベルトであり、上記の科学的知見に照らしても、健康に影響が及ぶ程度の被ばくは確認されていない。

そして、本訴訟の原告らが本件事故時点で居住していた地域は、いずれもかかる警戒区域及び計画的避難区域の外である。

⁵ 体内に取り込まれた放射性物質から受けとと考えられる内部被ばくについて、成人で50年間、子どもで70歳までの線量を合計したもの。

10 「第9章 本件原発事故による原告らの損害」（128頁）について

(1) 「第1 被侵害利益」（128頁）について

被侵害利益の性質に関する総論的説明であり、原告ら各人の個別の損害に
関し必要な範囲で、別途認否する。

(2) 「第2 損害総論」（132頁）について

ア 「1 本件原発事故による損害の特徴」（132頁）について

本件事故による一般的な被害状況については、被告東京電力としても積
極的に争うものではないが、本訴訟の原告らとの関係では争う。

イ 「2 本件においていわゆる「差額説」は不適切であること」（132
頁）及び「3 本件原発事故における適切な損害の把握=「ありのままの
損害」」（132頁）について

原告ら各人の個別的状況については不知であり、具体的な認否は、原告
ら個別の法的請求に即して、個別の立証も踏まえて改めて行う。

法的な主張については争う。

原告らは、原告らの被った損害が複雑に絡み合っており、かつ格別の立
証も困難であるとして、個々の損害を積み上げるのではなく、「不動産損
害」と「将来健康被害が具体化した場合の損害」を除いて「慰謝料」とい
う枠組みの中で包括して一つの損害と捉えるべきであると主張するが、判
例通説である差額説の考え方からすれば、あくまで個別の損害項目ごとに
その存在及び範囲について主張立証がなされるべきである。

(3) 「第3 具体的損害」（134頁）について

ア 「1 精神的損害」について

争う。

なお、被告東京電力は、本件事故に起因する自主的避難等対象者等の精神的損害について、以下のとおり慰謝料をお支払いしている。

(ア) 中間指針追補に定める自主的避難等対象者

原子力損害賠償紛争審査会が2011（平成23）年12月6日に決定・公表した中間指針追補は、自主的避難等対象者に対する賠償について、「精神的損害と生活費の増加費用等を一括して一定額を算定とともに、自主的避難者と滞在者の損害額については同額とすることが妥当と判断した。」とし、「具体的な損害額の算定に当たっては、①自主的避難等対象者のうち子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円を目安とし、②その他の自主的避難等対象者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安とする。」としている（中間指針追補6～7頁）。

かかる中間指針追補に基づき、被告東京電力では、自主的避難等対象者の方々に、精神的損害・避難費用・生活費増加費用を含めて、上記に基づき、1人当たり40万円ないし8万円をお支払いし、また、実際に避難した子供及び妊婦に対しては、中間指針追補が定める40万円に別途20万円を上乗せしてお支払いしている。

さらに、被告東京電力は、本件事故発生当時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった方のうち、平成24年1月1日から同年8月31日の間に18歳以下であった期間がある方及び平成24年1月1日から同年8月31日の間に妊娠されていた期間がある方に対して、平成24年1月1日から同年8月31日までの損害として、精神的損害及び生活費の増加費用等を含めて、1人当たり8万円をお支払いしている。また、本件事故発生当時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった方に対して、平成24年1月1日から同年8月31日の間に妊娠されていた期間がある方及び平成24年1月1日から同年8月31日までの損害として、精神的損害及び生活費の増加費用等を含めて、1人当たり8万円をお支払いしている。

1日までの追加的費用等に対する賠償金として1人当たり4万円の賠償金をお支払いしている。

(イ) 福島県県南地域における自主的賠償

被告東京電力は、上記中間指針追補に定める自主的避難等対象区域ではないものの、福島県県南地域の一定の地域（白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村）については、本件事故時点での該区域に生活の本拠としての住居があった方のうち、18歳以下であった方および妊娠されていた方について、中間指針追補の考え方を踏まえ、平成23年3月11日から同年12月31日までの損害として、精神的損害・避難費用・生活費増加費用を含めて1人当たり20万円をお支払いしている。

また、その後公表された中間指針第二次追補の内容を踏まえ、本件事故発生当時にかかる県南地域に生活の本拠としての住居があった方のうち、平成24年1月1日から同年8月31日の間に18歳以下であった期間がある方及び平成24年1月1日から同年8月31日の間に妊娠されていた期間がある方に対して、平成24年1月1日から同年8月31日までの損害として、精神的損害及び生活費の増加費用等を含めて、1人当たり4万円をお支払いしている。また、本件事故発生当時に当該県南地域に生活の本拠としての住居があった方に対して、平成24年1月1日から同年8月31日までの追加的費用等に対する賠償金として1人当たり4万円の賠償金をお支払いしている。

イ 「2 経済的損害」について

原告らによる具体的な損害額の立証を踏まえて改めて認否するが、前述のとおり、被告東京電力が直接賠償手続においてお支払いしている自主的

避難等対象者等に係る慰謝料額は、生活費の増加分等も加味して金額を算定している。

11 「第10章 本件原発事故と原告らの損害との因果関係」（144頁）について

（1）「第1 放射線被ばくは避けるべきものであること」（144頁）について

放射線被ばくに関する一般的な説明については、被告東京電力としても特に争うものではない。

もっとも、前述したとおり、政府が避難指示の基準とした年間20ミリシーベルトという数値は、ICRP（国際放射線防護委員会）が提言する緊急時被ばく状況の参考レベルの範囲（年間20～100ミリシーベルト）のうち、安全性の観点から最も厳しい値を採用したものである。そして、本訴訟の原告らが本件事故時点で居住していた地域は、いずれもかかる政府による避難指示の対象とはなっていない。

（2）「第2 避難することの相当性」（147頁）について

本件事故と原告らの主張する損害との因果関係の有無については、原告らによる個別の損害の具体的立証を待って改めて認否する。

ただし、原告らが郡山市内の1地点における放射線量値のみをもって、あたかも郡山市の放射線量が全般的に神戸市の20倍以上にもなるかのような主張をしていることは失当である。

12 「終章まとめ」（150頁）について 争う。

第3 被告の主張

本件訴訟において、原告らは、被告東京電力に対する請求の根拠として、原賠法3条1項に基づく原子力事業者の責任と、民法709条に基づく一般不法行為責任を主張している。

被告東京電力は、本件原発の運転等を行う原子力事業者であり、本件事故が発生したことは認め、原告らの本訴請求についても、原告らの被ったとする被害が本件事故と相当因果関係のある原子力損害に当たり、かつ損害額の立証がなされる限り、原子力事業者について無過失責任を規定した原賠法3条1項に基づき、原子力損害賠償紛争審査会の定める指針に従って、賠償に応じる方針である。

他方、原告らによる民法上の一般不法行為責任に係る主張については、以下のとおり認められない。

すなわち、原告らによる損害賠償請求は、原賠法2条2項に規定される「原子力損害」を請求するものに当たる。そして、原賠法に規定する原子力損害の賠償責任は、原子力事業者に対して原子力損害に関する無過失責任を規定するなどした民法の損害賠償責任に関する規定の特則であり、民法上の債務不履行又は不法行為の責任発生要件に関する規定は適用を排除され、その類推適用の余地もない。したがって、原告らは被告東京電力に対して、民法上の不法行為に基づいて損害賠償を求めるることはそもそもできない（水戸地判平成20年2月27日・判例時報2003号67頁。なお、控訴審である東京高判平成21年5月14日・判例時報2066号54頁においても、当該争点については第一審の判断を引用して同様の判断がなされ、上告不受理によって確定している。また、東京地判平成16年9月27日・判例時報1876号34頁は、主位的に原賠法3条に基づく請求を、予備的に民法709条に基づく請求をした事案

において、原賠法3条1項による無過失賠償責任と別個に民法709条による賠償責任が成立する余地はない旨判示し、同控訴審である東京高判平成17年9月21日・判例時報1914号95頁においても、当該争点については第一審の判断をそのまま引用して同様の判断がなされている。）。

したがって、被告東京電力の賠償責任に関する審理は、原賠法3条1項に基づき、本件事故と原告らが主張する損害の間の相当因果関係の有無及び損害論に集中して行われるべきである。

以上